

鈴鹿市住居表示実施基準

昭和47年10月4日

改正 平成13年6月22日

1 基本方針

本市における住居表示はすべて街区方式によつて行なうものとする。

2 町の境界

町の境界は，道路，鉄道の線路，河川，水路その他の恒久的な施設によつて定める。この場合，境界線は側線をとる原則として東西線は南側，南北線は東側の側線とする。

3 町の形状及び規模

(1) 町の形状は，その境界が複雑にいりくんだり，飛び地が生じたりしないように，簡明な境界線をもつて区画された一団を形成するものとする。

(2) 町の規模は，当該地域の用途地域別，人口，家屋の密集，当該隣接区域の町の状況，今後の世帯人口の増加，街区数を考慮しておおむね均等になるようにするものとする。

町の規模はおおむね次のとおりとする。

用途別	面積
商業地域	40,000 m ² (12,000 坪) ~ 100,000 m ² (30,000 坪)
住宅地域	40,000 m ² (12,000 坪) ~ 132,000 m ² (40,000 坪)
工業地域	132,000 m ² (40,000 坪) ~ 200,000 m ² (60,000 坪)

4 町の名称の定め方

(1) できるだけ従来の町の名称（当該地域における歴史，伝統，文化の上で由緒のある名称を含む。）に準拠して定めることを基本とする。

- (2) 同一市の区域内で，同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じる場合等(1)の基準により難いときは，常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく，かつ，簡明なものにする。
- (3) 町の名称として丁目をつける場合においては，その利害得失を十分検討のうえ行なうものとする。なお，丁目は一箇町とみなし，その数はおおむね4，5丁目程度にとどめることとする。

5 街区割り

- (1) 街区は道路，河川，水路，鉄道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとする。
- (2) 街区の規模は，道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。

住居地域標準面積

3,000 m² (約 1,000 坪) ~ 5,000 m² (約 1,500 坪)

6 街区の呼称及びつけ方

街区符号は数字を用い「何番」と称する。配列については，各地域の中心又はもつとも主要な場所に近い街区を起点として，蛇行式に番付する。

7 住居番号の呼称及びつけ方

- (1) 住居番号は数字を用い「何号」と称する。
- (2) 住居番号は，住居表示台帳として作製される地図に基づいて，次の基準により建物その他工作物(以下「建物等」という。)につけるものとする。

ア 各地域の中心又はもつとも主要な場所に近い街区の角を起点として原則として右廻りに街区の境界線を10m間隔(以下「フロンテージ」という。)に区切り，住居番号の基礎となるべき番号(以下「基礎番号」という。)を当該間隔に順次につけるものとする。

ただし、間口の狭い地域においては、フロンテージを10m以下の間隔にしてもさしつかえないものとする。

イ 住居番号は、次の各号に該当する基礎番号をもつて当該建物等の住居番号とする。

(ア) 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号。

(イ) 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号。

ウ 街区の一辺にフロンテージに2分の1未満の端数が生じたときは、その部分は、原則として、直前のフロンテージに加えて定めるものとする。

ただし、重複番号が想定される場合は、現地の間隔によってフロンテージを調整することができる。

(3) 特殊な場合の住居番号は、次のような一定の基準によつてつけるものとする。

ア 建物等の出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目にあたる場合は、原則として若い数字の基礎番号をもつて、当該建物等の住居番号とする。

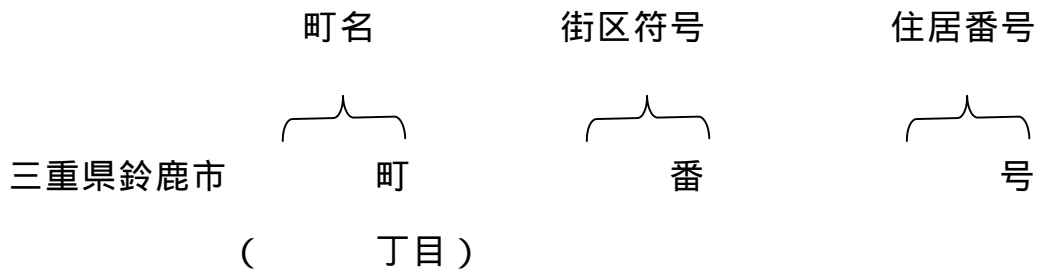
イ 建物等に主要な出入口又は通路が二つ以上あるときは、市長の認定により、主要な出入口又は通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもつて当該建物等の住居番号とする。

ウ 一街区の全部を一つの建物等が占めている場合においても(2)によるものとし、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号

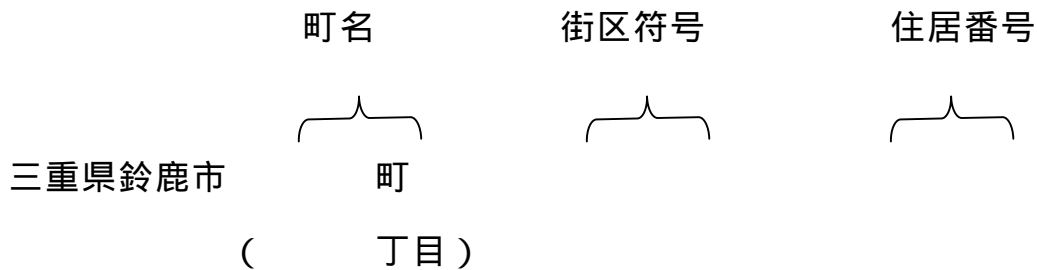
をもつて住居番号とする。

8 住居表示のしかた

住居表示のしかたは，次の例によるものとする。



なお，上記の表示を略記する場合には，次の例によるものとする。



9 団地における住居表示の特例

地方公共団体，日本住宅公団，会社，組合等がある一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し，又はしようとする地域（以下「団地」という。）における町名，街区割り，住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては，下記のとおりとする。

(1) 町名

団地のみ地域の町名には， 団地又は 団地 丁目という呼称を用いてもさしつかえない。

(2) 街区割り

ア 街区割りについては，団地設計の特殊性を考慮して原則として幅員おおむね4 m以上の道路（一般交通の用に供する道路）によつて画された区域をもつて一街区とする。

イ アの街区の中に団地設計によらない他の建物等がいりくんで

存在する場合には、その建物等も含めて街区を画するものとする。

ウ 団地の状況から適当と認められるときは、各棟の存する区域をそれぞれ一街区とすることもさしつかえない。

(3) 住居番号のつけ方

ア (2) ウにより街区割りをする場合を除き、棟番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。

イ 棟番号は、その団地の中心となる場所を定め、その中心にもつとも近い建物を起点として一定の基準により順序よくつけるものとする。ただし、すでに棟番号(棟符号を含む。)が一定の基準によつて順序よくつけられているものについては、そのまま用いてもさしつかえないものとする。

ウ 各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする。

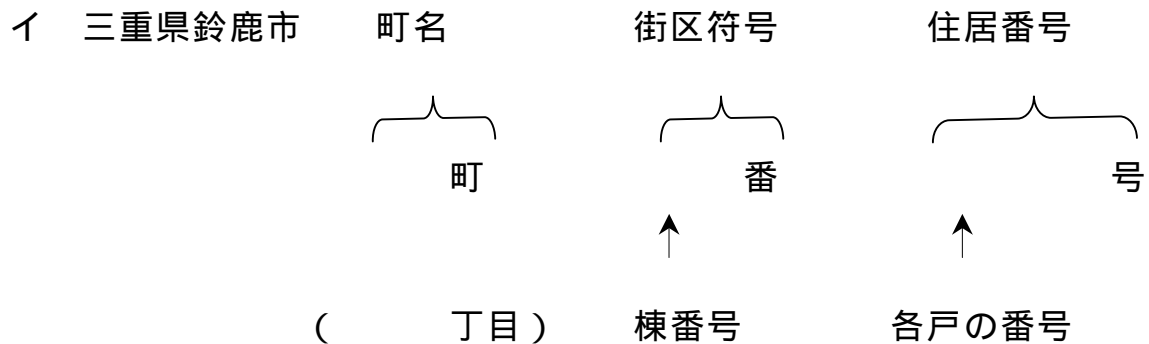
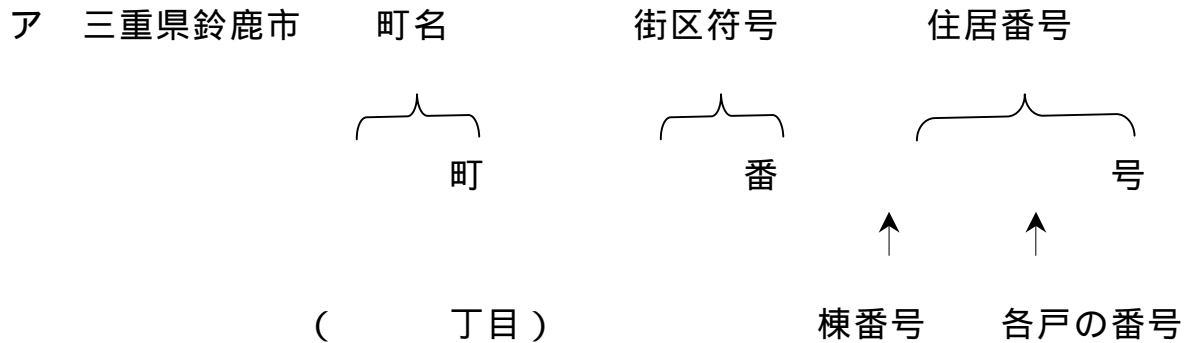
エ 連続住宅または共同住宅以外の建物の住居番号については、当該街区の建物につけられる棟番号とまぎらわしくならないように留意して、7によりつけるものとする。

これによりがたい場合は、一定の基準により順序よく住居番号をつけるものとする。

オ (2) のイの団地設計によらない他の建物等の住居番号のつけ方は7の例によるものとするが、当該街区の建物につけられる住居番号とまぎらわしくないように留意する。

(4) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次のいずれかの例によるものとする。



10 中高層建物の住居表示の特例

団地設計によらない中高層の建物で、その建物に構造上区分けされた数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用途に供するもの並びに倉庫その他の建物としての用途に供することができるもので住居番号をつける必要があると思われるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたは、次のとおりとする。

(1) 住居番号のつけ方

ア 建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。この場合、各戸の番号は、一定の基準により順序よくつけるものとする。

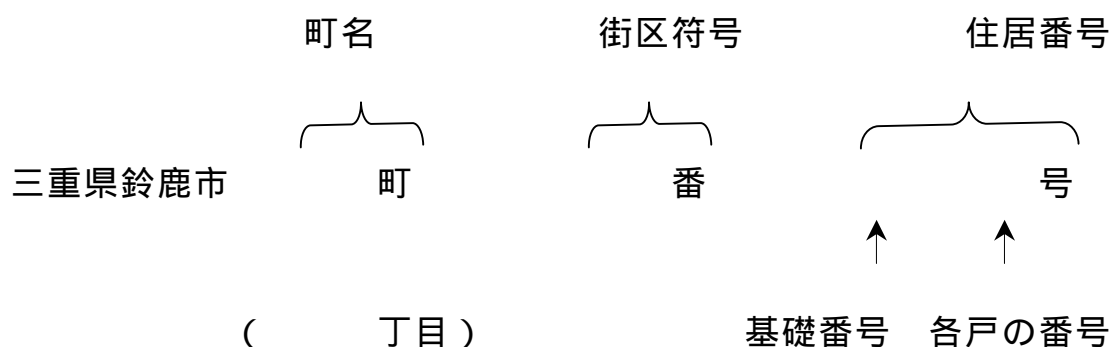
イ 一街区の中にある中高層建物について一定の基準により順序よく棟番号がつけられている場合には、9の団地の住居番号のつけ方に

準じ，棟番号と各戸の番号をもつて住居番号とすることはさしつかえないものとする。

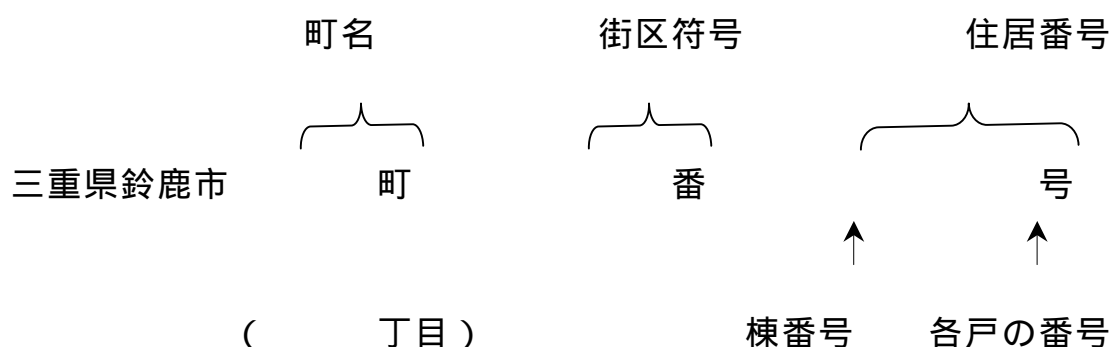
(2) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは，次の例によるものとする。

(1) のアの場合



(1) のイの場合



11 重複番号解消の特例

従前の実施基準によつて実施された区域及び団地開発等により新しく区画割りされ袋小路等の道路がつくられた区域において，特に重複番号が多く設定されており，重複番号解消のために，住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては，下記のとおりとする。

(1) 住居番号のつけ方

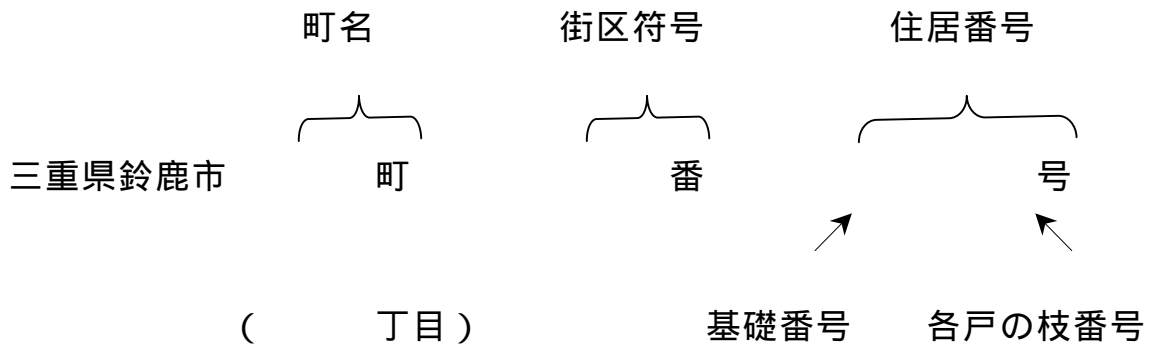
袋小路等の出入口が接している番号を基礎番号とし，基礎番号に枝番をつけ袋小路等の右側を奇数，左側を偶数とする。

ただし，袋小路等の大小を勘案し，あまり複雑にならないよう検討す

る。

(2) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは，次の例によるものとする。



12 住居表示台帳

住居表示を行なう区域についての正確な地図に基礎番号を図示し，住居番号を必要とする建物等の位置及びその出入口又は通路を表示した住居表示台帳を作製し，保管する。

住居表示台帳は，縮尺 500 分の 1 によるものとし，街区ごとに作製するものとする。この場合には，各街区の位置図を町単位に作製し，町単位につづられる 500 分の 1 の街区の図面のうえに添付する。

13 新旧対照表及び新旧対照案内図

(1) 世帯ごとに新旧住居の表示を記入した新旧対照表を作製する。

(2) 縮尺 2,000 分の 1 に旧番地及び新番号を記入し，新旧対照案内図とする。

14 表示板の基準

(1) 表示板の原則

住居表示を行なう区域の町の名称及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）を設ける場合並びに建物等の所有者，管理者又は占有者が住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」とい

う。)を表示する場合は、次の原則によるものとする。

ア 表示板は、読みやすくわかりやすいものであり、環境全般にわたるデザインの一環として街を美しくみせるものであるものとする。

イ 表示板の材質は、地方の風土、主要産業等市の背景を尊重したうえで、耐候性のあるものを選ぶものとする。

ウ 表示板は、交通標識等他の公的な表示板と一見して区別できるものであるものとする。

(2) 街区表示板

街区表示板を設置する場合には、次によるものとする。

ア 設置場所

街区表示板は、歩行者、諸車から見やすいところに設けるものとし、原則として表示板の下端が地上おおむね1.6mになるようにするものとする。この場合において、街区表示板の周辺1m以内に他の表示板等がないよう留意して設けるものとする。

イ 寸法及び表記

縦660mm、横120mmとし、別紙1(省略)のとおり縦の表記とする。

ウ 文字及び数字の書体

町の名称等に使用する文字の書体は、写真植字の「中角ゴシック体」又は、「中丸ゴシック体」を用い、街区符号又は住居番号の表示に使用する数字は、アラビア数字とし、その書体は、ユニバース・メデュウムMediumの書体を用いる。

なお、ローマ字書体は、ユニバース・メデュウムMediumとし、ローマ字については、語頭に大文字を、その他には小文字を用い、そのつづり方はヘボン式とする。

エ 色 彩

表示板は、二色をもつて構成し、一色は地色とし、他の色は文字、数字その他の色とする。

なお、地色と文字、数字その他の配色は、視認度が高く、街区表示板の設けられる場所の環境と調和するものでなければならない。

なお、文字、数字その他の色は、日本工業規格（JIS）Z 8721「色の三属性による表示方法」による明度 8 以上の無彩色か明度 8 以上で彩度 2 以下の淡色とする。

地色は、別紙 2（省略）に掲げる 1 2 種類の範囲内において採用する。

オ 材 質

街区表示板は、容易に腐朽し、又は褪色しない材質のものを用いる。

（ 3 ） 住居番号表示板

建物等の所有者、管理者又は占有者が住居番号を表示する場合には、次によるものとする。

ア 表示場所

住居番号表示板は門柱又は玄関のおおむね 1.6 m の高さの歩行者から見やすい場所につけるものとする。

イ 寸法及び表記

住居番号表示板は縦 60 mm、横 120 mm とし、別紙 3（省略）のとおり横の表記とする。

ウ その他

数字の書体、色彩、材質等については、街区表示板の例による。

(4) 町名表示板

建物等の所有者，管理者又は占有者が町名表示板を表示する場合には，次によるものとする。

ア 表示場所

町名表示板は門柱又は玄関のおおむね 1.6 m の高さの歩行者から見やすい場所で，住居番号表示板に接し，その左側に付するものとする。

イ 寸法及び表記

町名表示板は縦 60 mm，横 60 mm とし，別紙 4 (省略) のとおり横の表記とする。

ウ その他

数字の書体，色彩，材質等については，街区表示板の例による。

(5) 枝番号表示板

建物等の所有者，管理者又は占有者が枝番号表示板を表示する場合には，次によるものとする。

ア 表示場所

町名表示板は門柱又は玄関のおおむね 1.6 m の高さの歩行者から見やすい場所で，住居番号表示板に接し，その右側に付するものとする。

イ 寸法及び表記

枝番号表示板は縦 60 mm，横 60 mm とし，別紙 4 (省略) のとおり横の表記とする。

ウ その他

数字の書体 , 色彩 , 材質等については , 街区表示板の例による。